

## 平成30年6月分「市民の声」一覧

| 受付日  | 完了日   | 件名・内容   | 対 応  | 担当課    |
|------|-------|---|--|--------|
| 6月4日 | 6月15日 | <p><b>サンウェルぬまづ3Fフリースペースについて</b><br/>           いつもサンウェルぬまづの3Fを利用しています。<br/>           3Fのフリースペースでのみ飲食ができるのでうれしいのですが、せっかく飲食ができるのであれば障害者施設で作った、小物、パンなどを販売してほしいと思います。以前2Fを通った時に施設の人が職員にパンを販売しているのを見ました。<br/>           一般の人にも売ったらいいのと思いました。ぜひお願いしたいです。私の友人達も他の利用している人もそう言っています。</p>  | <p>サンウェルぬまづにおける物販営業は、公募により選出された1階の喫茶スペースの業者に限り使用料を徴した上で許可をしており、その他の営業行為については制限をしているものです。ただし、福祉関係のイベント時には例外的に一部の物販を認めています。<br/>           なお、事務所の職員に対する販売について指定管理者に確認したところ、他の弁当配達業者と同様に、福祉施設からの配達を利用しているとのことでしたが、一般の利用者が使用する場所での販売は行っていないとのことでした。指定管理者に対しては、今後とも、利用者の皆様の誤解を招くことがないように指導いたしました。<br/>           いただいたご意見につきましては、今後のサンウェルぬまづの運営の参考としたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。</p> | 社会福祉課  |
| 6月5日 | 6月15日 | <p><b>母子家庭等の手当について</b><br/>           私は中2、小1の子を持つ母です。自分の都合で母子となり、さまざまな手当を戴いております。ありがとうございます。今年になり下の子が小学校へ入学し、昨年より家計が苦しくなりました。保育所時代は月の集金が2,000円未満、保育料は免除して戴いておりましたが、小学校では月の集金10,000円、学童7,000円。月の集金は給食費等が含まれておりますので、半年ずつ返金がありますが、私はそれを、その後の集金用として貯めていますが、その貯めている分より集金額の方が当然多いので。学童はせめて2年生になるまではお世話にならなければ、放課後や夏・冬・春休み、家で一人になってしまうので。<br/>           保育園、無料化、医療費無料化も良いのですが、一人で二人を育てる母に助けをお願いします。<br/>           市営や県営に申し込んでも当たらず、住居費も圧迫しております。<br/>           第一に母子家庭となった自分自身が悪いのですが。<br/>           この先高校、大学と成長していく際、進みたい道に行かせてあげられるの<br/>           だろうかと悩む毎日です。<br/>           どうぞお考えください。</p> | <p>二人のお子様をお一人で育てられているご苦労をお察いたします。ひとり親家庭の支援としては、主なものに、児童扶養手当や母子家庭等医療費助成制度があります。ご意見ではすでに手当等は受けているということですが、ほかにも、学用品費や給食費等を補助する就学援助制度や低利又は無利子で借りることができる母子父子寡婦福祉資金貸付金等、様々な支援制度がありますので、一度ご相談いただき、ご家庭に適した支援策を一緒に考えていきたいと思います。市役所こども家庭課では、いつでも相談に応じますので、934-4868までお電話ください。</p>   | こども家庭課 |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容   | 対 応  | 担当課   |
|-------|-------|---|--|-------|
| 6月11日 | 6月19日 | <p><b>道路</b></p> <p>竹の岬の信号から東芝機械の門の方へ行く道の歩道を雨の日歩いていると、道路の端に水が溜まっていて車が通るたびにバシバシ、はねて、全身に水がかかります。近年、舗装したようですが、雨の日の水跳ねはまったく改善されておらず、歩く人の事も考えて頂きたいです。また、その先の自由が丘のバス停方面向かう道は緩やかなカーブで見通しが悪い上、歩道が狭いし、交通量も多く結構なスピードを出す車もいるので歩いてとても怖いです。特に子供を連れてくる時は尚更です。</p> | <p>竹の岬交差点から北へ向かう市道0226号線は、車道の舗装の劣化が著しく、平成27、28年度に竹の岬交差点から東芝機械(株)体育館付近までの間の舗装の打換え修繕を行ったところですが、ご指摘をいただき、雨天時に現地を確認した結果、路肩の一部で沈み込んでいる箇所に水溜りを確認いたしましたので、今後、状況に応じた補修を行ってまいります。</p> <p>また、自動車運転手に対しては、交通ルールの遵守やマナー向上について、各季の交通安全運動のほか、様々な機会を捉えて広報を行っておりますが、ご意見を踏まえ、これまで以上に推進に努め、啓発や街頭指導に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご意見があったことを沼津警察署にも報告するとともに、法定スピードを超過した車両及び泥はね運転をする車両につきましては道路交通法違反となりますので、警察に取締りを依頼しました。</p> | 地域自治課 |
| 6月12日 | 6月22日 | <p><b>大岡地区センターの職員について</b></p> <p>課税証明書を取りに行ったら真ん中の人の方が調べたらでこなかつたらしく、あたしに手続きしてあります？ってすごくいい方が感じ悪く！こないだしてきたけど、って言ったら市役所に聞くのでお待ち下さいって！待たされたあげくお待たせしましたの言葉なく結局証明書はあったんで貰ってきましたがあの対応は良くないと思います。なんでいつも大岡地区は愛想ない人達ばかりがいるんでしょう？いつもイラッとして帰宅します。</p>           | <p>このたびは、大岡市民窓口事務所の窓口対応において、不愉快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。ご指摘をいただいたことについて、大岡市民窓口事務所の職員に厳重な注意を行いました。所長からは、「すぐに証明書を発行出来なかった理由の説明と、お待たせしてしまったことへの言葉が足りませんでした」と反省の言葉がありました。市民課では「窓口サービス向上マニュアル」を策定し職員の接遇向上に努めておりますが、今回いただいたご指摘を踏まえ、改めて窓口職員に「おもてなしの心での対応」を念頭に行動するよう徹底いたしました。今後も市民の皆様にご気持ちよくご利用いただける窓口となるよう努めてまいります。</p>   | 市民課   |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容  | 対 応   | 担当課   |
|-------|-------|--|---|-------|
| 6月14日 | 6月22日 | <p><b>雇用保険法の専門実践教育訓練給付金を使った育英制度の創設</b></p> <p>市役所において、フルタイム勤務での臨時職員募集を時々行っていますが、例えばこれを雇用保険加入要件である週20時間勤務パート職員として分割して、進学意欲があるも、経済的理由で進学を断念せざるを得ない高校新卒者をこの制度で任用し、返済不要の雇用保険法の専門実践教育訓練給付制度の受給資格を得るまでの2年間、市役所及び市の関係施設で確実に雇用することによって、進学支援するような制度は検討頂けないでしょうか。</p>  | <p>臨時職員の雇用は、職員の退職等による各部署の欠員補充や育児休業取得職員の代替等を事由としており、関係法令等の定めるところに従い、公平公正な採用・選考等の事務を執行しているところであります。採用・選考にあたっての留意事項としましては、以下のような基準があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行うこと。</li> <li>・家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係ない事柄で採否を決定しないこと。</li> <li>・年齢にとらわれない、人物本位、能力本位の募集・採用を行うこと。</li> </ul> <p>したがって、臨時職員を雇用するにあたり、年齢や経済的理由等を選考要件とすることはできない現状にあります。</p> <p>また、その他の関連事項も考慮しますと、現状におきまして、直ちに「専門実践教育訓練給付制度を活用した育英制度」を導入することは困難であると考えますが、検討を深めてまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。</p> | 人事課   |
| 6月21日 | 7月5日  | <p><b>ブロック塀について(大阪地震に関連して)</b></p> <p>いつも市政を通じた市民へのご貢献ありがとうございます。</p> <p>先日の大阪の地震でブロック塀の倒壊により死者が出ましたが、沼津市では広報や自治会を通じたブロック塀についての情報提供や注意喚起等をされていますでしょうか。また、建て替えの際の助成金等の仕組みはありますか。</p> <p>私の両親は沼津市在住で、ブロック塀のある家に住んでいますが、長年ブロック塀は危ないと私や母が言っても、高齢で頑固な父は耳を貸しません。また、具体的に建て替えを考えたとしても、建て替えるのに具体的にどのような手順を踏んだらよいのか、いくらかかるのか、見当がつかないものと思われまます。</p> <p>上に書いたのはあくまで私個人の一例ですが、沼津市にも大阪と同じように、ブロック塀は多数あって、危険なはずですが。</p> <p>広報でブロック塀の建て替えについての参考情報を掲載して頂いたり、自治会を通じてブロック塀の建て替えを市民に対して推奨したり、自治会に危険箇所の検討・特定・周知をお願いする等、市民生活の安全向上のため、ご尽力頂けたら幸いです。</p> <p>大地震が来るだろう沼津市においても、死者や怪我人が少ない方がよいのは当然のことだと思いますし、ブロック塀の対策ができれば、防災面の強靱化が一層向上するということになります。また、個人レベルでは両親に周辺住民の方にブロック塀で迷惑をかけてほしくありません。</p> <p>個別・具体的なブロック塀というテーマではありませんが、大阪の地震が起きたこのタイミングですので、よろしければ市として取り組みに力を入れて頂けたら幸いです。ご検討ください。</p> | <p>地震による倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難経路を確保するため、沼津市では、一般の道路境界に面する危険なブロック塀の撤去や、軽量金属製フェンス等を利用した安全な塀への改善に係る費用の一部を補助する制度があります。</p> <p>また、この補助制度の利用を促進するため、これまでに、広報ぬまづや市ホームページへの掲載、地元コミュニティFMでの放送、地域の防災会議等での情報提供を行ってきたほか、津波避難路沿いにおけるブロック塀の所有者に対して戸別訪問を実施し、危険性の説明を行ってきたところです。</p> <p>先日の大阪北部を震源とする地震の被害を受け、危険なブロック塀がクローズアップされ、市民の意識も高まるものと考えられますが、市といたしましては、これまでの取り組みを引き続き行っていくとともに、自治会をはじめ住民の皆様と接する様々な機会を捉えて、危険なブロック塀に対する注意喚起や補助制度の周知を行ってまいります。</p> <p>〇〇様におかれましても、ご親族の方に沼津市の補助制度をお奨めいただくと幸いです。</p>                 | 危機管理課 |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容   | 対 応  | 担当課     |
|-------|-------|---|--|---------|
| 6月22日 | 7月4日  | <p><b>駐車場について</b><br/>           出口の機械がこわれたりして、長蛇の列になっているときは、とにかく別のところを開けて出してほしい。<br/>           列の車で赤ちゃんが泣きさげんでいたりして見てられません。<br/>           精算がそんなに大事なのか？<br/>           市民は時間がないのですよ。</p>   | <p>市営香貫駐車場の利用にあたり、ご不便をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。<br/>           さて、市営香貫駐車場において、精算機等の不具合が発生した場合、職員が初動対応を図りながら、当該駐車場の管理運営会社による早期の復旧対応を行います。復旧ができない場合については、出口ゲートを開け、出庫対応を行う事も想定しております。<br/>           一方、市民文化センター等での催事の開催状況により、催事終了後、多数の車両が一斉に出庫することで、出庫までに長時間を要することがございます。このような状況においては、利用者の皆様のスムーズな出庫を図るため、本年度より、混雑（見込）日に、駐車場整理員を配置し、出口ゲートによる精算補助業務、場内における事前精算の周知案内などを行い、出庫時間の短縮に努めております。<br/>           なお、駐車場南側国道414号沿いの歩行者用出入口を車両出口として開放することは、駐車場法等の技術的基準や周辺の道路状況における安全対策の面から、開放は難しい状況となります。<br/>           今後においても、市民の皆様の利用しやすい駐車場運営に努めてまいります。</p> | 資産活用課   |
| 6月26日 | 7月12日 | <p><b>国民健康保険課 窓口の対応について</b><br/>           現在、長らく滞納し、金額がかさんでいる保険料を少しずつですが納付しています。約3年前に父が亡くなり、厚生年金の額がかなり減り、厳しいながらも納付していたのですが、やはり立ち行かない月もあり、先日母(74歳)が窓口にて、一回の金額を減らしてもらえないか、相談しに行ったところ、「これでは、死ぬまでに払いきれないかもしれませんね。」と、窓口対応した職員に言われたそうです。<br/>           確かに、滞納していることは良くないことですが、それでも、少しずつでも納付してきちんと完納しようとしている市民に対して言う言葉でしょうか？そもそも、納付する気がないのなら、窓口で相談しに行ったりしないはず。人間の尊厳に関わる発言だと思います。<br/>           謝罪をしていただきたいです。<br/>           公務員は市民のために働くものではないですか。<br/>           納付状況が悪いからといって、嫌味も言いたくなるのもわかりますが、言葉が悪すぎる。<br/>           その職員にとっては、どうしようもない人間に見えたかもしれませんが、私には大事な母親です。</p> | <p>この度は、誤解を生じさせてしまい申し訳ありませんでした。<br/>           国民健康保険料の滞納分の分割納付の減額お申し出があった際には、改めての支払計画となりますので、本料及び督促手数料完納までどの位の期間がかかることになるのかや、期間が長くなると延滞金が加算されることを御説明しているところです。<br/>           中には、10年以上分割納付を続けることになってしまわれるケースもあり、長期間の御負担となること、また御高齢の方には、支払は相続の対象となること等を御説明し、減額の再考や、御家族と相談されるよう、お勧めすることもあります。<br/>           今回は、本料完納まで約100か月かかることをお伝えしたところ、「(〇〇様が)亡くなった場合、滞納はどうなるのか？」と御質問があったため、相続の対象となる旨の回答をしたものです。<br/>           今後につきましては、窓口対応の際には、誤解を生じないようこちらの主旨も伝えるなど、より一層丁寧な対応を心掛けてまいります。</p>   | 国民健康保険課 |

| 受付日   | 完了日   | 件名・内容  | 対 応  | 担当課   |
|-------|-------|--|--|-------|
| 6月29日 | 7月12日 | <p><b>ブロック塀について</b><br/> 先日、大阪の地震でブロック塀がくずれて小学生の女の子がなくなる痛ましい事故がありました。また、民家の塀がくずれて年配の方もなくなったとの報道がありました。</p> <p>通学路の点検はもちろん市で行っていることと思いますが、民家でコンクリート塀の上にブロック塀が頭上高くそびえているところがあります。しかも鉄筋が腐食しているのが見えます。</p> <p>確か塀撤去、補修の補助があったように思うのですが、広報で今一度補助について説明をしてもらえませんか。</p> <p>ちなみに民家の塀が、くずれてけがした場合の損害補償は、民家が行うのでしょうか。例えばその場合、地震火災保険が使えないだったり・保障費用が高額になるとかがわかれば、補助金で直すお宅がふえるのではないかと思うのですが、そういう表記をして補修を促すことはできないでしょうか。</p> | <p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>地震による倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難経路を確保するため、沼津市では、危険なブロック塀の撤去や改善費用への補助制度があります。</p> <p>この制度は、一般の道路境界に面するもので、倒壊又は転倒の恐れのある危険なブロック塀の撤去や安全な塀などへの改善に対し、補助するものです。</p> <p>また、ブロック塀についての情報提供や注意喚起等については、これまでも、広報ぬまづや市ホームページへの掲載、地元コミュニティFMでの放送のほか、津波避難路沿いの対象者に対する戸別の説明も行ってきたところ</p> <p>です。</p> <p>なお、ブロック塀の倒壊に起因する事故に対しての損害賠償等の責任問題ですが、様々なケースが想定されるため、補助制度の説明資料への明確な表記は難しいですが、民法第717条が定める土地工作物責任等として、占有者または所有者が損害賠償責任を負うものと考えられ、その際に適用される保険は地震保険ではなく、個人賠償責任保険であると考えられます。</p> <p>先日の大阪北部を震源とする地震の被害を受け、危険なブロック塀がクローズアップされ、市民の意識も高まるものと考えられますが、市といたしましては、これまでの取り組みを引き続き行っていくとともに、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、自治会をはじめ、住民の皆様と接する様々な機会を捉えて、危険なブロック塀に対する注意喚起や補助制度の周知を行ってまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>今後とも、市防災行政につきまして、ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。</p> | 危機管理課 |